

日本統計学会統計教育委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

- 第 1 条 この規則は、日本統計学会統計教育委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。
本委員会は、日本統計学会 委員会規程 第 1 条に基づく委員会である。

(目的)

- 第 2 条 本委員会は、統計教育を促進し、その発展・普及に貢献することを目的とする。
- 2 本委員会は前項の目的を達成するために、次の企画を実施する。
 - 1) 統計教育懇談会の開催
 - 2) 統計教育に関する作業グループ、臨時プロジェクト等の部会活動の実施
 - 3) その他本委員会の目的を達成するための適切な企画実施

(構成員)

- 第 3 条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2 委員会には、委員長を会員の中より 1 名置く。
 - 3 委員会には、委員を会員の中より数名置く。

(委員の任期)

- 第 4 条 委員の任期は 2 年とするが再任を妨げない。

(委員会の構成)

(報告義務)

- 第 5 条 委員長は、社員総会において、本委員会の構成、運営、活動状況について報告する。

付則

1. 本規則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本改訂版は令和 3 年 6 月 12 日より施行する。